

# 政策調整会議の概要

開催日 平成 22 年 11 月 25 日 (木)

## ◎項 目

- 1 省エネ法に基づく中長期計画及び新環境マネジメントシステムについて【林業振興・環境部、教育委員会事務局、公営企業局】

## ◎内 容

- 1 省エネ法に基づく中長期計画及び新環境マネジメントシステムについて【林業振興・環境部、教育委員会事務局、公営企業局】

林業振興・環境部、教育委員会事務局、公営企業局から省エネ法に基づく中長期計画及び新環境マネジメントシステムについて説明を行った。

### 【概要説明】

(林業振興・環境部)

- ・国全体で CO<sub>2</sub> の削減について取り組んでいく中で、省エネ法の改正により、今年 4 月 1 日以降、エネルギー使用量が原油換算で 1,500k1/年を超える場合は特定事業者として指定され、毎年 1% 以上の削減が求められるとともに、これに対してどのように取り組んでいくかについて中長期計画を作成し報告しなければならない。平成 21 年度のエネルギー使用量の実績から、知事部局、教育委員会、公営企業局が特定事業者として指定されたため、11 月末までに定期報告書及び中長期計画書の提出が必要となっている。
- ・中長期計画書を作成するにあたり、指定管理施設を含めた県庁の全施設について設備改修予定や施設設備概要調査を行った。その中で、今回の計画書には、平成 22 年度から平成 25 年度までに国のグリーンニューディール基金を活用して施設改修を行うものと、建築課の営繕で設備改修を行うものを報告する。なお、全施設調査において今後の具体的な改修計画が未定のものについては今後各部局で具体的な計画を検討してほしい。また、今後 5 年間で耐用年数を経過する設備を全て改修した場合、知事部局だけで 11 億 5,200 万円要する見込みである。
- ・省エネ法の改正により対象施設に指定管理施設等を含むこととなった。知事部局では直接管理施設が 70 施設、指定管理施設が 34 施設だが、それぞれのエネルギー使用量の排出比はほぼ同率であるため、今後、指定管理施設においてもいかに省エネを進めていくかということが非常に重要な課題になってくる。
- ・また、省エネ法の改正に基づき、エネルギー使用設備の管理要領を定めた管理標準を作成する必要がある。環境共生課においてモデル的な管理標準を作り、これを参考に各部局において各施設の管理標準を作成いただきたい。今後は、県庁内に省エネ推進チームを設置しているので、その中で具体的に技術的なアドバイス等をいただきながら決めていきたい。

(教育委員会事務局)

- ・教育委員会では平成 21 年度の使用量実績が 4,705k1/年であり、特定事業者の指定を受けた。
- ・平成 21 年度のエネルギー使用実績 4,705k1/年から換算すると、今後 5 年間におけるエネルギー使用量の低減目標は 235k1 となる。
- ・中長期計画では、ソフト面ですべての事務所、教育機関、県立学校が次期の県庁マネジメントシステムに取り組むことにより、今後 5 年間でマイナス 4% の省エネ効果を見込むとともに、残る 1%、エネルギー使用量に換算して 44.97k1 の削減については、ハード整備により対応することとし、エネルギー使用量が多く省エネ効果が期待できる照明器具の高効率照明ランプや灯具への更新によって目標達成を図る計画とする。

(公営企業局)

- ・公営企業局では対象施設は4施設となっているが、安芸・芸陽病院は建て替え予定であるため中長期計画から除く。対象施設のうち、エネルギー使用量の構成割合は幡多けんみん病院が67.4%と大半を占めるため、現在幡多けんみん病院において中長期計画を作成中である。

(林業振興・環境部)

- ・県庁マネジメントシステムについては平成20年度から各部局で取り組んでいただき、平成21年度の温室効果ガスの年間排出量は、基準年度である平成18年度比でマイナス10.6%と、大幅に削減することができた。この計画は平成22年度末が期限となっているため、平成23年度から平成27年度の5年間にわたり、次期の県庁マネジメントシステムを運営していきたい。平成21年度のデータを基にCO<sub>2</sub>の排出換算でマイナス10%を掲げることとし、これまで各部局において実施している「コソコソニュース」や「エコグラフ」、また、各施設へのデマンド装置設置による電気の省力化を引き続き取り組むなどして、マイナス10%を達成していきたい。

#### 【意見交換】

(林業振興・環境部)

- ・計画は省エネ法に基づく中長期計画と新環境マネジメントシステムの2つがある。省エネ法に基づく計画の削減目標はマイナス1%であり、これはこれまでのデマンド装置やソフト対策等により達成できる見込みである。もう一つは環境マネジメントシステムで、これは平成20年度から平成22年度まで取り組み、10.6%達成したもので、平成23年度からもこれまでと同様に、平成21年度を基準年度としてマイナス10%を目指してやっていきたいと考えている。
- ・ここで10%削減するためには、まず通常での施設改修やグリーンニューディール基金を活用した改修で0.6%、デマンド監視装置による取り組みで3.3%、また従来から取り組んでいる職員が小まめに電源を切るといったようなソフト対策で4.5%の削減となり、8.4%の削減を見込んでいるが、残りの1.6%を補うために、耐用年数経過設備を前倒して改修してはどうかということに至った。なお、これに対して新たに特別枠を設けて対応できないか財政課と協議しているが、庁内向けの予算について特別枠は設けないという話であったため、施設改修については各部で取り組んでいただきたい。

(副知事)

- ・耐用年数経過設備をその度交換していけばどれくらいの削減効果があって、どれくらい前倒しをする必要があるのかなどの計画を立ててから、それに要する経費を積み上げて予算要求する必要があるのではないか。各部局でそれぞれ要求して、自然体で付いたものだけ改修してくれというのはおかしい。法に基づく計画と県庁の環境マネジメントシステムに基づく計画を立てて、その根拠をもって「計画的にこれだけの削減をしなければ目標は達成できない」という年次別計画を作って要求すべき。もう一度整理するように。